

新型コロナウイルス感染症に関する感染防止対策の徹底について(改訂版)

(令和2年12月2日時点)

学校(「留守家庭児童育成クラブ」含む。以下同じ。)における新型コロナウイルス感染症に関する感染防止対策について、すでに11月25日にお知らせしたところですが、全国的に新規感染者数がさらなる増加傾向にあります。兵庫県においても、新型コロナウイルスの新規感染者は、1週間平均で1日100人を超える状況が続いており、「感染拡大特別期」へと移行されました。

現時点において、児童生徒の感染についてはほとんどが家庭内感染によるものと思われ、今後、感染防止対策により一層取り組み、皆様の健康に留意しつつ円滑な学校運営を推進するため、11月25日にお知らせした内容からさらに変更させていただきましたので、下記の通り速やかに対応願いますようお願い致します。

記

児童生徒が、

・新型コロナウイルスに感染した場合	⇒ 伊丹健康福祉事務所から指示された自宅等への待機期間(入院の場合、入院期間を含む)を出席停止とします。
・濃厚接触者に認定された場合	⇒ 伊丹健康福祉事務所から指示された自宅待機期間を出席停止とします
・医師や健康福祉事務所の指示で PCR 検査を受けた場合(念のための検査を含む)	⇒ 結果が判明するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とします。
・風邪の諸症状や風邪の諸症状に伴う発熱があった場合	⇒ 風邪の諸症状が治まるか解熱するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とします。
・発熱はないが、味覚障害や倦怠感等、新型コロナウイルス感染が疑われる場合	⇒ 登校を控え自宅待機とし、出席停止とします。かかりつけ医などがなく、相談先に迷う場合は、伊丹健康福祉事務所(072-785-9437)へお問い合わせください。

児童生徒と同居する家族等が、

・新型コロナウイルスに感染した場合	⇒ 伊丹健康福祉事務所から児童生徒に対して指示された期間を自宅待機とし、出席停止とします。
・濃厚接触者に認定された場合	⇒ 伊丹健康福祉事務所から濃厚接触者のご家族等に指示された自宅待機期間について、児童生徒も同様の期間を自宅待機とし、出席停止とします。
・医師や健康福祉事務所の指示で PCR 検査を受けた場合(念のための検査を含む)	⇒ 家族等の検査結果が判明するまでの期間、児童生徒も自宅待機とし、出席停止とします。

※上記によらず、お子さまやご家族の健康状況に変化があった場合は、速やかに学校へ連絡願います。

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

新型コロナウイルスに関連して、感染した児童生徒及びその家族等に対して、不当な差別や偏見、いじめ等があることはありません。見えない敵であるウイルスへの不安や恐れを感じたときこそ、公的な機関の提供する正確な情報に基づき、冷静に行動することが肝要です。一人一人がお互いを思いやり、冷静に行動していただきますようお願い致します。